

国民体育大会における実施競技について

国民体育大会（以下「国体」という。）の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すこととする。

I. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたつて顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

＜今後の国民体育大会の目的、性格について＞

■ 「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」（概要版）

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■ 「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、後記II-1-(1)、II-2-(1)及びII-3-(1)に記載の「選定基準」（16頁、18頁、20頁）に基づき審査を行い、選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
 - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
 - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない競技の中から開催都道府県が選択する競技

2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ推進の観点（地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等）から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」（23頁）により実施することができる。

- (1) 日本スポーツ協会加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民体育大会公開競技実施基準」（23頁）に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3. デモンストレーションスポーツ

開催都道府県体育（スポーツ）協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（24頁）により実施することができる。

4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

II. 各大会の実施競技

1. 第 70 回大会（平成 27 年）～第 73 回大会（平成 30 年）【第 1 期実施競技選定】

（1）選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

② 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国 47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する競技であること。

ア. オリンピック競技大会の実施競技・種目であること。

国民体育大会の競技選定时において、オリンピック競技大会で実施する競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。

ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

本項目に該当する競技については、国際的な普及として、次の条件のうち 4 つ以上を満たしていること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が 50 以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50 年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧 GAISF(国際競技団体連合)〕に加盟している団体の競技であること。

e) アジア競技大会で実施されている競技であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分〔「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」〕を決定する。

① ※国内外における競技の位置付け

競技の位置付け	配点
ア. オリンピック競技大会で実施、もしくは実施が決定されている競技。	300 点
イ. わが国古来の伝統的な競技（武道）。	100 点
ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技。	100 点

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況

項目	書面調査	ヒアリング	小計
項目 1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300 点	—	300 点
項目 2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200 点	—	200 点

項目		書面調査	ヒアリング	小計
項目 3	国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行える施設が整っていること。	100 点	—	100 点
項目 4	特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	100 点	200 点	300 点
項目 5	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展について協力姿勢が認められること。	50 点	100 点	150 点
項目 6	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の安定的な運営について協力姿勢が認められること。	50 点	100 点	150 点
項目 7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	50 点	100 点	150 点
項目 8	監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	50 点	100 点	150 点
小 計		900 点	600 点	1,500 点

(2) 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計 37 競技

[本大会] 計 34 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計 4 競技

[本大会] 計 4 競技

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

[冬季大会] 該当競技なし

(C) 開催地選択競技

上記 (B) の競技のうち、当該年に隔年実施の対象外となった 2 競技の中から開催都道府県が 1 競技を選択して実施する。

2) 公開競技 : 計 4 競技

[本大会] 計 4 競技

綱引、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」(24 頁)に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

2. 第74回大会（平成31年）～第77回大会（平成34年）【第2期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 國際的に普及し、より競技性が高く、國際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

(B) 國際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織(IF)が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織(IF)へ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織(IF)が、半世紀(50年)以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧GAISF(国際競技団体連合)〕に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。なお、本項に該当する日体協加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた

※ 柔道は項目ア一(A)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

空手道は項目ア一(B)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査(書面調査)」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育(スポーツ)協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」(毎年実施競技、隔年実施競技)、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」】を決定する。

① ※基礎的な配点

競技の位置付け		配点
ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技 (次の (A)、(B) のいずれかに該当する競技)		
(A) オリンピック競技大会での実施が決定している競技	300 点	
(B) 国際的に普及し、次の条件のうち 4つ以上を満たしている競技 a) 当該競技の国際的な組織 (IF) が結成されていること。 b) IF へ加盟している国・地域の統括組織 (NF) 数が 50 以上であること。 c) IF が半世紀 (50 年) 以上の歴史を有していること。 d) スポーツアコード (旧 GAISF) に加盟している団体の競技であること。 e) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。	200 点	
イ. わが国古来の伝統的な競技 (武道)	100 点	
ウ. 上記ア及びイのいずれにも該当しない競技	100 点	

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況に関する配点

項目	書面調査	ヒアリング	小計
項目 1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300 点	—	300 点
項目 2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200 点	—	200 点
項目 3 国民体育大会開催基準要項に定める全国 9 ブロックの単位または近隣地域で、予選会 (都道府県予選及びブロック予選) が行える施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。	100 点	—	100 点
項目 4 特にジュニア層の競技者を中心として、国体を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	150 点	150 点	300 点
項目 5 当該競技団体が、日体協と連携して国体の充実・発展及び安定的な運営を図ることについて協力姿勢が認められること。	100 点	100 点	200 点
項目 6 日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。	50 点	50 点	100 点
項目 7 ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 8 競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 9 監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 10 当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。	75 点	75 点	150 点
小 計	1,200 点	600 点	1,800 点

(2) 評価結果 (実施競技の区分)

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレー、ボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計 2 競技

[本大会] 計 2 競技

銃剣道、クレー射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計 5 競技

[本大会] 計 5 競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日本協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（24 頁）に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

3. 第 78 回大会（平成 35 年）～第 81 回大会（平成 38 年）【第 3 期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、実施競技選定时において、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日本協加盟競技団体の競技であること。

日本協に加盟している競技団体の競技であること（準加盟は「正式競技」として実施しない）。

② 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国 47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育（スポーツ）協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の（A）、（B）のいずれかに該当する競技であること。

（A）国民体育大会の競技選定时において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

（B）国際的に普及し、次の条件のうち 4 つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が 50 以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50 年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧 GAISF（国際競技団体連合）〕に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定时において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」、「特別競技」】を決定する。

② 評価項目

項目No.	大項目	中項目	配点
項目1	競技会の活性化	(1) 競技普及に向けた取り組み	130点
		(2) 国体へのトップアスリートの参加促進に向けた取り組み	
		(3) 競技会の広報活動	
		(4) 日体協の国体協賛制度や国体PR活動等への協力体制	
項目2	ジュニア世代（18歳以下）の充実	(1) ジュニア世代競技者を含めた（位置付けた）強化・育成・普及プランの策定状況	200点
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) ジュニア世代競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(4) タレント発掘に向けた取り組み	
項目3	女子スポーツの推進	(1) 女子競技者を含めた（位置付けた）強化・育成・普及プランの策定状況	200点
		(2) 女子競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	
		(4) 国体実施種目（参加人員）の男女比率	
項目4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	120点
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	
		(3) 日本アンチ・ドーピング機構への加盟	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	150点
		(2) 各都道府県における競技役員（審判員以外）の確保状況	
		(3) 指導者・審判員等の養成計画および実施状況	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	
項目6	競技団体のガバナンス	(1) 暴力根絶、セクハラ・パワハラ防止、受動喫煙防止等の取り組み	200点
		(2) 財務状況	
		(3) 役員紛争、不正経理、八百長防止等の取り組み	
		(4) 選手選考の適正化に向けた取り組み	
		(5) 外部からの意見等の反映	
		(6) 人材育成	
		(7) スポーツ仲裁を利用した紛争解決を行うことの意思表示	
合計			1,000点

（2） 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技：計 41 競技

（A）毎年実施競技：計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計 2 競技

[本大会] 計 2 競技

ボクシング、クレー射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計 7 競技

[本大会] 計 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日本スポーツ協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし